

2021年6月14日

経営関連学会協議会編集委員会規程

経営関連学会協議会理事会

第1条（総則）

この規程は経営関連学会協議会（以下、協議会）の編集委員会の構成と運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（編集委員会の構成と選出）

編集委員会は、編集委員長、編集副委員長、編集委員をもって構成する。

2. 編集委員長は協議会理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。
3. 副編集委員長及び編集委員は編集委員長がこれを委嘱する。

第3条（編集委員長の職務）

編集委員長は編集委員会の会務を総括する。

第4条（編集副委員長の職務）

副編集長は編集委員会の会務執行において編集委員長を補佐する。また、編集委員長に事故あるときは、副編集長のうち1名がその職務を代行する。

第5条（編集委員会の職務）

編集委員会は以下の事項を所掌する。

- (1) **Journal of Japanese Management**（以下、JJM）の企画、編集及び発行など管理運営に関する事項。
- (2) JJM への投稿論文等の受付、査読、掲載および表彰に関する事項。なお、投稿論文等の審査に関する規程は別にこれを定める。
- (3) JJM の発行に伴う予算請求および料金設定等に関する事項。
- (4) 理事会から依頼される事項。
- (5) その他、編集委員会が行うのが適当だと考えられる事項。

第6条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、経営関連学会協議会理事会の承認を要するものとする。